

令和5年度  
市町村保健・福祉主管課長会議資料  
【子ども子育て支援室】

- 1 少子化対策の推進
- 2 結婚支援対策の推進
- 3 母子保健対策の充実
- 4 保育対策の充実
- 5 子どもの貧困対策の推進
- 6 ひとり親家庭への支援
- 7 児童虐待防止対策及び要保護児童への支援
- 8 配偶者暴力対策
- 9 東日本大震災津波に係る被災児童対策



令和5年5月9日

いわて県民計画（2019-2028）第2期政策推進プランにおける指標（子ども子育て支援室関連）

○ いわて幸福関連指標

合計特殊出生率				
現状値	R5	R6	R7	R8
1.30	1.35	1.42	1.50	1.58
待機児童数〔4月1日時点〕(人)				
現状値	R5	R6	R7	R8
12	0	0	0	0

○ 具体的推進方策指標

結婚サポートセンター会員における成婚者数(人)〔累計〕※ 現状値はR3単年の値、目標値はR5からの累計				
現状値	R5	R6	R7	R8
36	55	115	180	250
「いわて子育て応援の店」協賛店舗数(店舗)〔累計〕				
現状値	R5	R6	R7	R8
2,225	2,500	2,600	2,700	2,800
子育てサポートセンターにおける子育て支援研修等参加者数(人)〔累計〕※ 現状値はR3単年の値、目標値はR5からの累計				
現状値	R5	R6	R7	R8
136	140	280	420	560
不妊治療休暇制度等導入事業者数(事業者)〔累計〕※ 現状値はR3単年の値、目標値はR5からの累計				
現状値	R5	R6	R7	R8
2	26	37	48	60
ライフプランセミナーの受講者数(人)〔累計〕※ 現状値はR3単年の値、目標値はR5からの累計				
現状値	R5	R6	R7	R8
268	400	800	1,200	1,600
産後ケア実施市町村数(他市町村との連携を含む)(市町村)				
現状値	R5	R6	R7	R8
26	31	33	33	33
放課後児童クラブ待機児童数(5月時点)(人)				
現状値	R5	R6	R7	R8
142	90	60	30	0
保育士・保育所支援センターマッチング件数(件)〔累計〕※ 現状値はR3単年の値、目標値はR5からの累計				
現状値	R5	R6	R7	R8
114	114	228	342	456
いわて子育てにやさしい企業等認証の認証数(事業者)〔累計〕※ 現状値はR3単年の値、目標値はR5からの累計				
現状値	R5	R6	R7	R8
75	245	335	425	515
子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数(市町村)				
現状値	R5	R6	R7	R8
24	26	28	30	33
市町村要保護児童対策地域協議会に調整担当者(有資格者)を配置している市町村数(市町村)				
現状値	R5	R6	R7	R8
30	31	32	33	33
里親登録組数(組)				
現状値	R5	R6	R7	R8
219	231	237	243	250

## 1 少子化対策の推進

本県の令和3年度の合計特殊出生率は1.30と、これまでで最も低い水準まで低下している。少子化は、地域経済の縮小や地域社会の担い手の減少など、住民生活や地域社会の存続に深刻な影響を及ぼすことから、令和5年度を始期とするいわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランでは、人口減少対策に最優先で取り組むこととし、出生数減少などの自然減対策を重点事項に掲げたところ。

出生数減少の背景には、未婚化・晩婚化、経済的な不安定さ、仕事と育児の両立の困難さなど複合的な要因があることから、アクションプランでは、結婚、妊娠・出産、子育てなどライフステージに応じた支援を強化することとしている。「合計特殊出生率」について、現状値（R3）1.30から目標値（R8）1.58への向上を目指していることから、目標達成に向けた取組を推進していく（項目2以降の取組と併せて推進）。

### (1) 仕事と子育ての両立支援の充実

#### ○ 「いわて子育てにやさしい企業等」認証・表彰制度

中小企業における子育てにやさしい職場環境の整備に向けた取組を促進するため、引き続き、子育てにやさしい企業等の認証・表彰の拡大を推進する。

認証企業の拡大を図るため、引き続き、周知用リーフレットを配付するほか、県営建設工事競争入札参加資格審査基準に係る加点や、「いわて復興パワー」における電気料金の割引により優遇措置を実施し、関係機関と連携した取組を進める。

参考 R4年度末における認証件数（累計） (件)

振興局	盛岡	県南	沿岸	県北	合計
認証数	153	145	31	45	375
うちR4新規	31	31	9	9	80

### (2) 多様な地域子育て支援活動の充実

#### ① 「いわて子育て応援の店（i・ファミリー・サービス事業）」協賛店登録

地域を挙げて子育てを応援する機運醸成を図るため、県広報等を活用し利用者の認知度の向上を図るとともに、個別訪問等により協賛店の拡大を図る。

また、平成28年4月から「子育て支援パスポート事業」の全国共通展開に参加しており、他県等と連携し、更なる利用促進を図る。

R4年度末実績：2,392店舗（累計）

#### ② いわて子ども希望基金等活用事業【(公財)いきいき岩手支援財団】

平成21年10月に、公益財団法人いきいき岩手支援財団に10億円の基金を創設し、基金運用益により助成事業を実施する。(i・出会い応援事業、地域子育て活動支援事業、子育てにやさしい職場環境づくり助成金)

○ 地域子育て活動支援事業

子育て支援、児童等の健全育成に関する人材養成、ネットワーク化の事業のほか、防犯・安全等、子育て環境の向上に関する事業などに対して助成する。

(1 事業につき最大 50 万円)

R3 年度交付実績額：30 件 29 団体、計 7,230 千円

R4 年度交付実績額：30 件 29 団体、計 9,836 千円

※ 3 団体がコロナ禍で事業中止

○ 子育てにやさしい職場環境づくり助成金

平成 29 年度から、「いわて子育てにやさしい企業等」認証企業等を助成対象とするとともに、小規模事業者に対して優遇措置を講じている。(最大 30 万円)

R3 年度助成額：33 団体、計 8,566 千円

R4 年度助成額：33 団体、計 8,352 千円

③ 子育て応援パスポート事業

県内在住であって監護する子どもが 3 人以上であり、かつ小学校修了前の子どもの親権者等の申請に基づき、親と子どもが最長 2 か年度の間利用できる子育て応援パスポート（以下「パスポート」という。）を子ども子育て支援室で直接交付し、子どもを含んで県営の文化・スポーツ等 22 施設を利用する場合の利用料金等の減免を行っている。

令和 4 年度パスポート交付状況

177 件、利用対象者 890 人

市町村に依頼する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業効果を促進していくため、県の取組と連動しながら、地域の実情に応じた事業を実施いただきたいこと。</li> <li>○ 市町村が管理している公共施設等での、ちらし等の広報資料の配布に協力をお願いしたいこと。</li> </ul>
------------	--

【参考】

広域振興局等の取組事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「いわて子育てにやさしい企業等」認証拡大に向けた取組 認証制度や優遇措置の拡大に係る P R（企業訪問等取組の推進） 商工会議所、商工会等やいわて女性活躍促進の取組と連携した取組の実施（就業支援員やいわて女性活躍推進員との連携）</li> <li>○ いわて子育て応援の店「i・ファミリー・サービス事業」の P R（商工会議所、商工会、店舗訪問等による登録の拡大）</li> <li>○ いわて子育て応援の店に対する店舗訪問（事業効果の把握や子育て支援施策に関する意見等収集）</li> </ul>
-------------	--

### (3) 不妊に悩む方への総合的な支援

#### ① 特定不妊治療費助成

令和4年度からの医療保険適用に伴い、令和3年度からの年度をまたぐ一連の治療に対して、経過措置として助成金を支給するもの。

助成対象は、治療期間の初日が令和4年3月31日以前であり、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に1回の治療が終了した者であり、**令和5年6月末日までの受付をもって、助成事業は終了する。**

#### ア 体外受精、顕微授精

上限 30 万円

対象年齢	助成回数	通算助成回数
妻の年齢 43歳未満	1回	妻の年齢40歳未満：通算6回まで（1子ごと）
		妻の年齢40歳以上43歳未満：通算3回まで（1子ごと）

#### イ 男性不妊治療

上限 30 万円

#### ② 不妊治療に係る通院交通費に対する助成【令和5年度新規・県単独】

不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、新たに通院交通費の一部を助成する事業を開始する。

#### ア 助成対象経費

保険適用の生殖補助医療（体外受精、顕微授精、男性不妊治療）に係る通院交通費（ただし、令和5年4月1日以降の通院に限る。）

※ 特定不妊治療費助成の対象者と同じ。

#### イ 助成金額

居住市町村ごとの基準額×1回の治療に要した通院回数（上限10回）

- ※1：「1回の治療」とは、採卵等から妊娠の確認等に至るまでの一連の過程をいう。
- ※2：居住市町村と医療機関所在地間における、合理的かつ経済的な経路・方法で算出した往復交通費の1/2の値（千円未満切捨）を1回の通院に対する助成額として設定（上限3,000円）

#### ウ 助成回数

年度につき1回

#### エ 申請方法

原則として、1回の治療が終了した日の翌日から起算して3か月以内に、居住地を所管する**保健所**に助成金交付申請書を提出。

#### ③ 不妊専門相談センター事業等

盛岡市と共同で「**岩手県不妊専門相談センター**」を岩手医大附属内丸メディカルセンターに設置し、医師等による不妊相談等を実施しているほか、市町村・保健所における不妊相談従事者の資質向上を図るための研修会や、不妊治療に対する社会的理解の促進のための市民公開講座を開催している。

- ・電話相談：火・水曜日 14：30～16：30
- ・面接相談： 木曜日 14：30～16：30（予約制）

また、女性健康支援センター（各保健所・後述）においても不妊に関する相談を受け付けている。

市町村に依頼する事項	○ 新たに実施する通院交通費助成制度や不妊専門相談センター等相談事業についての住民への周知をお願いしたいこと。
------------	---

**【参考】**

広域振興局等の取組事項	○ 特定不妊治療費助成金及び通院交通費助成金申請の支給決定 ○ 女性健康支援センターとして不妊に係る一般相談への対応、専門的な相談についての不妊専門相談センターへのつなぎ等
-------------	---

**(4) 若者のライフプラン形成への支援**

**① 妊娠・不妊に関する正しい知識の普及啓発**

若い世代に、早い段階から、将来のライフプランを考える機会となるよう、県内の高校生等に対して、妊娠・出産の基礎知識や不妊に関する知識等を分かりやすくマンガで普及啓発する冊子を継続して配布する。

この冊子は、各自で書き込み可能なライフプランシートを盛り込み、自分の将来について考えを深める工夫をしている。教員等向けの「指導用マニュアル」と併せて、県内の高等学校等へ配布する。

**② 新婚世帯・若者向けライフプランセミナーの実施**

結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフプラン構築や、男性の育児休暇・育児休業取得や男性の家事・育児への参画を促進するため、幅広いライフプランの各専門分野で専門家を講師とするライフプランセミナーを開催する。

なお、本セミナーは、市町村が実施する結婚新生活支援推進事業の補助金申請者に受講を義務付けており、対象者には受講後、受講証明書を発行する。

新婚世帯のほか、婚活前の人や若者等も受講対象としている。

**③ 高校生向けライフプラン設計講座【令和5年度新規】**

県内高等学校からモデル校（5校程度）を公募し、結婚、妊娠・出産、子育てなど、将来のライフイベントについて積極的に考え、希望を持ってライフデザインを描く機会を提供する講座を開催する。

助産師等を講師に、妊娠・出産に関する正しい知識に関する講座を実施するほか、グループワークにより将来のライフデザインを考える機会を提供する内容とする予定である。

市町村の取組事項	○ 結婚新生活支援事業の補助金申請者へのライフプランセミナーの受講案内
市町村に依頼する事項	○ 妊娠・不妊に関するマンガ冊子やライフプランセミナーの動画コンテンツについて、県ホームページ等に掲載するので、必要に応じ活用いただきたいこと。

【参考】

広域振興局等の取組事項	○ 女性健康支援センター事業の一環として、管内学校等での健康教育講座（思春期、妊娠・避妊等）の実施
-------------	---

(5) ICTを活用した子育て支援情報の発信

平成30年度に実施した「岩手県子どもの生活実態調査」において、母子世帯等の保護者に、経済的な支援制度や子育て支援施策の周知や活用が十分でないことが、課題として明らかとなった。

子育て世代の多くがインターネットから情報を得ていることを踏まえ、各種支援制度等を効果的に発信するため、令和3年度にポータルサイト「いわて子育てiらんど・プラス」及びアプリを構築したところ。

市町村に依頼する事項	○ 市町村独自の情報（健診日程や各種手続きに係るお知らせ等）をポータルサイト内の「お知らせ」に掲載いただきたい。 ※情報掲載に係る協力依頼、操作説明について、別途通知予定。
------------	---

【参考】

広域振興局等の取組事項	○ ポータルサイトへの情報掲載
-------------	-----------------

## 2 結婚支援対策の推進

少子化の主な要因の一つに、未婚率の上昇、晩婚化、晩産化があることから、人口減少対策のうち自然減対策として、県、市町村及び民間団体との連携による結婚支援事業を推進する。

### (1) 結婚サポートセンターの設置・運営事業

#### 【(公財) いきいき岩手支援財団、県、市町村、民間団体等】

“いきいき岩手”結婚サポートセンター「i-サポ」は、会員制によるマッチング事業や婚活イベント情報の発信など、県民の結婚に向けた支援を行っており、出会いの機会の拡大を図るためAIを活用したマッチングシステムを導入するなど、マッチング支援の強化を図っているところ。

「i-サポ」は、登録会員数の増加が喫緊の課題であることから、出張サービス「おでかけi-サポ」などの取組に加え、令和5年度は、**会員登録無料キャンペーン**を実施するとともに、それと連動し、特に若年層をターゲットとした**WEB広告などによる集中プロモーション**を実施し、登録会員数の増加を図ることとしている。

また、新たに、県、市町村、関係団体の連携強化を行う「結婚支援コンシェルジュ」をi-サポに配置し、市町村や企業・団体等と連携した結婚支援事業の推進や、イベントの開催などによる出会いの場の創出を図ることとしている。

#### R4年度の活動状況 (R5.3月末現在)

##### ○ 地区別会員数

地域	男性	女性	計	割合
県央広域	178人	124人	302人	38.8%
県南広域	224人	64人	288人	37.0%
沿岸広域	96人	40人	136人	17.5%
県北広域	39人	4人	43人	5.5%
県外	2人	7人	9人	1.2%
県計	537人	232人	769人	98.8%
合計	539人	239人	778人	100.0%

##### ○ 活動状況、成果

お見合い	2,797組 (累計)
交際	1,427組 (累計)
成婚	120組 (累計)

### (2) 結婚新生活支援推進事業【市町村】

国の地域少子化対策重点推進交付金を財源として、新婚夫婦を対象に、結婚新生活に伴う引越費用、新居住居費用等を助成する事業であり、令和5年度は21市町村で実施予定である（前年度から4市町村増）。

令和5年度においては、対象者となる世帯所得の上限が400万円未満から500万円未満に引き上げられるなど、要件が緩和されたところ。



**(3) 結婚に関する機運の醸成事業**

**① いわて結婚応援パスポート事業【県】**

民間企業、市町村等と協働し、結婚を応援する機運の醸成を図るため、新婚夫婦や交際中のカップルを対象に協賛店独自のサービス（商品の割引等）を提供する「いわて結婚応援パスポート事業」を実施する。

・ **パスポート発行件数**

R4年度末現在 1,815件（新婚1,764件、独身51件）

・ **いわて結婚応援の店登録店舗数**

R4年度末現在 161店舗

（県央61店舗、県南49店舗、沿岸41店舗、県北10店舗）

**② 結婚支援企業・地域連携推進事業【県】**

従業員への結婚支援に関心がある企業・団体等と連携し、イベントを開催するなど、婚活に参加する若年層の増加に向けた取組を推進する。

**(4) いわて子ども希望基金等活用事業【(公財)いきいき岩手支援財団】**

**○ i・出会い応援事業**

未婚男女の出会いの場を創出する事業等に対して、1件当たり300千円を上限に助成

R3 交付実績額：15 団体、計 2,947 千円（5 団体がコロナ関連で事業中止）

R4 交付実績額：9 団体、計 2,373 千円（1 団体がコロナ関連で事業中止）

<p>市町村に依頼する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域企業・団体等への働きかけや、SNSや広報誌への情報掲載など、i-サポの利用促進に向けた取組</li> <li>○ 出張サービス「おでかけi-サポ」実施への協力</li> <li>○ i-サポ会員登録料の助成など、住民に対するi-サポの利用支援</li> <li>○ 「結婚支援コンシェルジュ」との連携及び情報共有（地域課題やイベント情報等の共有）</li> <li>○ 結婚新生活支援推進事業を未実施の市町村における、事業実施への積極的な検討</li> <li>○ 結婚応援パスポート交付カードの配付、結婚応援の店の登録促進のための企業・店舗等への周知</li> <li>○ 従業員への結婚支援に前向きな管内企業等の紹介、結婚支援企業・地域連携推進事業による地域でのイベントの際の後援等の協力</li> </ul>
-------------------	--

【参考】

<p>広域振興局等の取組事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各広域振興局等で実施している、「子育てにやさしい企業等認証の働きかけ」「子育て応援の店募集」などの業務と併せて、企業等の従業員へのi-サポの周知を依頼するなど、i-サポの利用促進</li> <li>○ 結婚応援の店の登録促進のための企業・店舗等への周知、登録拡大</li> <li>○ 結婚応援の店に対する店舗訪問（事業効果の把握や子育て支援施策に関する意見等収集）</li> <li>○ 従業員への結婚支援に前向きな管内企業等の紹介、結婚支援企業・地域連携推進事業による地域でのイベント開催への協力</li> </ul>
--------------------	--

### 3 母子保健対策の充実

国における、母子保健の主要な課題や取組を示す「健やか親子 21（第2次）」では、**基盤課題**として「切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策」、「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」、「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」、**重点課題**として、「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」、「妊娠期からの児童虐待防止対策」が掲げられている。

本県では、「いわて子どもプラン」を「健やか親子 21（第2次）」に対応する県計画として位置づけ、主要課題に取り組んでいるところ。

#### (1) 出産・子育て応援交付金

全ての妊婦・子育て家庭が、孤立感や不安感を抱くことなく、安心して出産や子育てができる環境を整備するため、国では令和4年度第二次補正予算において、妊娠から出産・子育てまでの**伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する「出産・子育て応援交付金」**を創設したところであり、県内全ての市町村において、令和5年1月以降、事業を開始していただいているところ。

市町村においては、引き続き、本事業の円滑な実施をお願いする。

##### ① 伴走型相談支援

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことで、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の充実を図る。

##### ② 経済的支援（出産・子育て応援ギフト）

妊娠届出時と出生届出後の2回に分けて、面談を受けた妊婦・子育て家庭に合計10万円相当の経済的支援を実施する。

##### 【経済的支援の方法について】

当面、現金給付も可とされているが、国においては、出産・育児関連の用途に充てられるよう電子クーポン等での給付を推奨しているところ。今後、県内市町村の意向等も確認しながら、経済的支援の広域連携のあり方について検討していく。

#### (2) 産前・産後のサポートの充実について

##### ① 子育て世代包括支援センターの設置

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する「**子育て世代包括支援センター**」は、平成29年度の法定化（市町村の努力義務）以降、県内市町村でも設置が進み、令和4年度時点で30市町村において設置されているところ。

令和4年6月に成立した改正児童福祉法において、市町村の「子育て包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「**子ども家庭センター**」の設置が**市町村の努力義務（令和6年度から）**とされたところ。

出産・子育て応援交付金事業による地域の妊婦・子育て世帯に寄り添った伴走型

相談支援を推進するためにも、一体的相談支援機関の整備を推進していただきたい。

## ② 妊娠・出産包括支援事業

### ア 市町村事業

#### (7) 産前・産後サポート事業

妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」又は助産師等の専門家等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る。

※ 令和4年度までに17市町村が実施

#### (4) 産後ケア事業

産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない産婦及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。

※ 令和4年度までに29市町村が実施

### イ 都道府県事業

#### (7) 妊娠・出産包括支援推進事業

○ 連絡調整会議や研修会等による人材育成

各保健所において、市町村や妊娠・出産包括支援事業を実施する体制を整備するため、市町村と情報共有等を行うための**連絡調整会議**や**研修会**を実施

## ③ 産後ケア事業の推進について

産後ケア事業の実施は、母子保健法により**市町村の努力義務**とされており、国の「少子化対策大綱」において令和6年度末までに全国展開を目指すこととされていることから、いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランにおいても、**令和6年度末までに全市町村での実施を目標**としている。

県では、産後ケア事業の実施や利用の促進のため、令和4年度から「**産後ケア事業利用促進事業費補助**」を実施し、**産後ケア利用者が負担する利用料を無償化する市町村に対する補助**を行っており、**令和5年度も継続**する。各市町村においては、補助事業を活用し、産後ケア事業の利用促進を図っていただきたい。

### 【産後ケア事業利用促進事業費補助】

#### ア 対象事業

市町村が実施する産後ケア事業「宿泊型」、「デイサービス型」及び「アウトリーチ型」の利用者が負担する利用料を無償化する場合

#### イ 対象経費

産後ケア利用者が負担する利用料として市町村が定める額（食事代及びおむつ等消耗品費を実費徴収する場合の経費を除く。）

ただし、国庫補助金等の対象となる利用料<sup>\*</sup>を除く。

※ 令和5年度に、国においても、利用者の所得状況に関わらず利用料の減免支援（2,500円/回）を導入することとしており、交付要綱の改正が予定されている。

#### ウ 補助基準額

「市町村が定める利用料相当額」または「1件あたりのサービス提供に係る事業費の2割の額（上限）」のいずれか少ない方の額に利用件数を乗じた額

④ 産婦健康診査事業について

産婦健康診査事業は、全ての市町村で取り組んでいただいているところ。

産婦健康診査の結果、支援が必要と認められる産婦に対しては、妊娠・出産包括支援事業の産後ケア事業を実施する必要がある。

市町村の取組事項	○ 出産・子育て応援給付金事業（伴走型相談支援及び経済的支援）の円滑な実施
市町村に依頼する事項	○ 子育て世代包括支援センターの設置・運営による妊娠期から子育てにわたる切れ目のない支援の提供体制構築をお願いしたい。 ○ 令和6年度を視野に「こども家庭センター」の設置に向けた取組を進めていただきたい。 ○ 産後ケア事業利用促進事業費補助金を活用し、産後ケア事業の積極的な実施をお願いしたい。

【参考】

広域振興局等の取組事項	○ 産後ケア事業の全市町村での実施に向けた取組 単独市町村での実施が難しいことも想定し、保健所単位で開催している「連絡調整会議」の場などでの、隣接市町村や関係施設と連携した広域連携による事業展開等についての意見交換や助言等の実施 ○ 妊娠・出産包括支援事業の実施（地域別連絡調整会議、研修会等の開催） ○ 産婦健康診査事業の市町村への助言
-------------	--

(3) 新生児聴覚検査の公費負担について

現在、全ての新生児が検査を受診できるよう、新生児聴覚検査費が市町村に対して交付税措置されている。本県では、医療機関の協力により精密検査を含む検査実施が確立されており、**全ての市町村において新生児聴覚検査の公費負担が実施**されている。

各市町村においては、引き続き、公費負担による検査の実施や受診状況の把握、未受診者への受診勧奨、未受診理由の把握など、積極的な取組をお願いしたい。

市町村に依頼する事項	○ 検査に対する公費負担の実施 ○ 妊婦やその家族に対する検査の必要性に関する啓発 ○ 受診状況の把握、未受診者への受診勧奨、未受診理由の把握 ○ 母子健康手帳に記載する医療機関で実施した検査の結果について、各種健診や訪問指導等での確認及び保護者からの相談対応等をお願いしたい。
------------	--

#### (4) 妊産婦メンタルヘルスケアへの対応

産後うつ病を要因とする育児不安への対応や、出産年齢の上昇による妊婦の健康管理に対応する安定的な妊婦健診の運営の確保が必要な状況にあることから、引き続き、妊産婦メンタルヘルスケア推進事業を実施する。

##### ① 目的

産後うつ病の早期発見と早期治療や地域の育児支援体制を整備し、産後うつ病を要因とする虐待や育児不安等を防止する。

##### ② 取組内容

- ア 全ての市町村及び産科医療機関において産後うつスクリーニングを実施する。
- イ 保健所において、関係者連絡会、研修会、事例検討会等を開催し、市町村保健師等の参加による産後うつスクリーニング事例検討会を開催する。

市町村に依頼する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産後うつスクリーニング高得点者等、支援を要する妊産婦への適切な対応をお願いしたい。また、要保護児童対策地域協議会へ情報提供を行うなど、連携した取組について特に配慮願いたい。</li> <li>○ 保健所主催の事例検討会への関係職員の参加や事例提供等お願いしたい。</li> <li>○ 妊婦健康診査・乳幼児健診未受診者の把握と受診勧奨をお願いしたい。</li> </ul>
------------	---

#### 【参考】

広域振興局等の取組事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産後うつスクリーニング事例検討会の実施</li> <li>○ 産後うつスクリーニング高得点者等、支援を要する妊産婦への適切な対応 要保護児童対策地域協議会への情報提供などの連携や、協議会での市町村への助言等</li> </ul>
-------------	---

#### (5) 岩手型母子健康手帳の活用

母子の健康の保持・増進に向けて、県医師会の協力を得て、県が独自に取り組んでいる情報を加えた岩手型の母子健康手帳を作成し、各市町村に活用いただいている。

##### 【本県独自の項目】

- ・ 県周産期医療情報ネットワーク“いーはとーぶ”との連携
- ・ 早産、先天性代謝異常等検査、発達障害等の知識・対策
- ・ 母親の心の健康、子どもの救急対応、応急手当、災害への備え 等

市町村に依頼する事項	○ 妊娠期から乳幼児期までの健康に関する重要な情報が一つの手帳で管理されるものであり、県独自部分を含め、対象者に応じた保健指導等母子保健サービスの提供に活用願いたい。
------------	---

## (6) リトルベビーハンドブックの配付

低出生体重児を持つ保護者の不安を解消するため、成長や発達の違いや個人差を考慮した低出生体重児向けの「リトルベビーハンドブック」を新たに作成し、令和5年4月から配布を開始したところ。

交付対象は、出生体重1,500グラム未満の極低出生体重児とするが、1,500グラム以上(2,500グラム未満)であっても、支援を要すると認められる場合や交付を希望する場合は、交付を可としている。

原則として、I N C U (新生児集中治療室)のある医療機関(岩手医科大学附属病院)等で配布を行うが、1,500グラム以上の希望者に対しては、市町村窓口からも配付をお願いしたい。

市町村に依頼する事項	○ 配付を希望する低出生体重児の保護者へのリトルベビーハンドブックの配付
------------	--------------------------------------

## (7) 女性健康支援センター事業

本県では県の各保健所を、妊娠や出産更年期など、女性特有の身体的・精神的な悩みを有する方の相談等に対応する「女性健康支援センター」に位置付けていることから、市町村保健センターや関係機関等と連携を図りながら、各種相談に対応する。

### 【相談内容】

- ・思春期      ・妊娠、避妊(「望まない妊娠」等を含む)      ・不妊に関する一般相談
- ・メンタルヘルスケア      ・婦人科疾患、更年期障害 等

市町村に依頼する事項	○ 本事業の住民への周知に協力願いたい。
------------	----------------------

### 【参考】

広域振興局等の取組事項	○ 本事業の住民への周知、各種相談等への対応
-------------	------------------------

## (8) 小児慢性特定疾病対策

### ① 小児慢性特定疾病医療費助成事業

児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病にかかっている児童(小慢児童)等について医療費の負担軽減を図るため、医療費の一部を助成する。

### ② 小児慢性特定疾病児童等自立支援センター事業

ふれあいランド岩手内に「岩手県小児慢性特定疾病児童等自立支援センター」を設置し、小慢児童等及びその家族からの相談に対し必要な情報の提供及び助言を実施する。

### ③ 小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業(レスパイト)

在宅で療養している小慢児童等のうち、人工呼吸器を装着している者が一時的に

在宅療養が困難になった場合、医療機関において一時預かりを実施する。

④ 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

在宅で療養している小慢児童等のうち、日常生活を営むのに支障のある者に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。(市町村事業。一部県補助)

⑤ 小児慢性特定疾病児童等に対する相談支援事業

小慢児童等とその家族について、日常生活や学校生活を送る上での悩みや不安等の解消のため相談や助言を行う。(保健所対応)

市町村の取組事項	○ 日常生活用具給付事業の積極的な活用
市町村に依頼する事項	○ 自立支援センターの周知 ○ 療養生活支援事業の周知

【参考】

広域振興局等の取組事項	○ 小児慢性特定疾病医療費助成事業の適切な実施 ○ 小慢児童等に対する相談支援事業の積極的な実施 ○ 自立支援センターの周知・活用 ○ 療養生活支援事業の適切な実施
-------------	---

(9) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対する一時金給付等への対応

平成 31 年 4 月に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対する一時金の支給等に関する法律案（救済法案）」が施行され、旧優生保護法に基づく優生手術を受けた方等に対しては、県の役割として①周知・広報、②相談支援、③請求書の受理、④調査・報告、市町村の役割として①周知・広報を行うよう示されたところ。

令和元年 6 月から子ども子育て支援室及び保健所に相談窓口を設置し対応しており、特に、県の役割の②相談支援及び③請求書の受理については、保健所において対応しているところ。

市町村に依頼する事項	○ 一時金の支給に関する周知・広報をお願いしたい。 ○ 住民からの問い合わせ等に対する県の相談・請求窓口の紹介をお願いしたい。 ○ 請求者に係る記録・証言の調査照会への対応（ケース記録（生活保護、精神、知的等）の確認等）をお願いしたい。
------------	--

【参考】

広域振興局等の取組事項	○ 一時金の支給に関する周知・広報及び相談対応 ○ 一時金の請求の窓口対応 ○ 請求者に係る記録・証言の調査照会への対応（ケース記録（生活保護、精神、知的等）の確認等）
-------------	--



**(10) 乳幼児身体発育調査**

母子健康手帳に掲載されている乳幼児身体発育曲線については、国が **10 年ごとに実施**する乳幼児身体発育調査結果に基づき作成している。

乳幼児身体発育調査は、全国の乳幼児の身体発育の状態を調査し、我が国の乳幼児の身体発育値を定めて、乳幼児の保健指導の改善に資するものである。

前回（H22）から10年となる令和2年度に実施予定であったところ、新型コロナウイルス感染症の影響により延期されていたが、**令和5年度に実施**されることとなった。

今回、調査方法等が見直され、世帯を対象とした**一般調査の実施は市町村に依頼される予定**（従前は保健所が実施）となっている。調査の実施は令和5年9月の予定であり、今後、国から詳細が示されるので、情報が入り次第お示しする。

市町村に依頼する事項	<input type="radio"/> 一般調査の実施に向けた調査員の選定等（6月） <input type="radio"/> 一般調査の実施（9月）
------------	---

**【参考】**

広域振興局等の取組事項	<input type="radio"/> 過去の知見等を踏まえた市町村への助言等
-------------	---

## 4 保育対策の充実

令和2年度から5年間の第2期「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、地域の実情に応じた保育ニーズに対応するため、市町村と連携して、待機児童の解消を進めていく。なお、当該計画については、市町村の対応状況を踏まえ、本年度、中間年の見直しを行う予定である。

また、保育士・保育所支援センターや保育士修学資金貸付などにより、引き続き保育士確保の取組を進めていく。

いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランにおいて、「待機児童数（4月1日時点）」をいわて幸福関連指標とし、待機児童の解消を目指していることから、目標達成に向けた協力をお願いしたい。

### (1) 保育所入所待機児童の解消

- ① 保育所整備の支援
- ② 待機児童発生市町村に対する状況調査  
待機児童が発生している市町村を訪問し、ヒアリング等を実施する。

### (2) 保育士確保対策

#### ① 岩手県保育士・保育所支援センター事業

平成25年10月に岩手県社会福祉協議会に設置した岩手県保育士・保育所支援センターで、潜在保育士の掘り起しやマッチング支援、保育士や保育所に対する相談支援、研修会（保育士カフェ）、保育所等を離職した保育士のセンターへの登録勧奨等を実施する。

#### ② 保育士資格取得支援事業

保育教諭及び保育士の増加を図るため、幼稚園教諭免許状を有する者や保育所勤務の無資格者（保育補助者等）を対象とする保育士資格の取得に要する経費を補助する。

#### ③ 保育士の業務負担軽減施策の実施

保育周辺業務に対応する保育支援者の雇上げや保育補助者の雇上げに要する経費を補助する。

#### ④ 保育士修学資金貸付事業の実施

指定保育士養成校に在学し、保育士資格取得を目指す者へ、修学資金の貸付を行う。全県を対象とする「一般枠」と、沿岸12市町村の被災者を対象とする「沿岸希望枠」で募集を行う。令和4年度に返還免除対象施設の拡充を行い、従前の保育所等のほか、児童養護施設、障害児入所施設等を加えた。

募集人数：新規貸付 一般枠25名 沿岸希望枠15人

募集方法：保育士養成施設からの推薦（県外枠別枠）

#### ⑤ 保育士等キャリアアップ研修の実施

処遇改善等加算Ⅱの要件であるキャリアアップ研修について、株式会社東京リー

ガルマインドへ委託して実施するほか、教育・保育関係団体が実施する自主研修も要件に合致した場合、申請に基づきキャリアアップ研修として指定する。

### (3) 保育の充実等

#### ① 医療的ケア児に係る受入れ体制構築の支援

保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための看護師の配置や研修などを行う市町村を支援する。

#### ② 保育所等に係る環境整備の支援

保育所等での使用を目的とした、県産材を活用した遊具、机、書棚、テーブルなどの備品の購入又は購入の支援を行う市町村を支援する（「いわての森林づくり基金」を活用）。

### (4) 放課後児童クラブ

#### ① 施設整備に係る支援

放課後児童クラブの整備に要する経費の一部を補助する。待機児童の解消のため、定員増を図る整備の場合には、国庫補助率を嵩上げする。

補助率：国1/3、県1/3、市町村1/3（嵩上げ）国2/3、県1/6、市町村1/6 等

#### ② 認定資格研修の実施

放課後児童支援員を確保するため、岩手県立生涯学習推進センターとの共催により、放課後児童支援員認定資格研修を実施する（県内4か所：雫石町、花巻市、釜石市、二戸市）。

### (5) いわて子育て応援保育料無償化事業費補助

#### ア 目的

保護者の経済的負担を軽減するため、第2子以降3歳未満児に係る保育所等の利用に伴う保育料の無償化を図り、子どもが健やかに生まれ育つ環境を整備する。

#### イ 事業内容

市町村が、幼児教育・保育の無償化の対象とならない第2子以降3歳未満児の保育料を無償化する場合に要する経費に対して補助する。

補助率：県1/2、市町村1/2

### (6) いわて子育て応援在宅育児支援金

#### ア 目的

育児に係る経済的負担を軽減するため、保育所等を利用しない第2子以降3歳未満児を養育する世帯に対し、子育てに係る応援金等を支給することにより、子どもが健やかに生まれ育つ環境を整備する。

#### イ 事業内容

市町村が、保育所等を利用しない第2子以降3歳未満児を養育する世帯に対し、在宅子育てに係る応援金等を支給する場合に要する経費に対して補助する。

補助率：県1/2、市町村1/2

<p>市町村の取組事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第2期「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づく待機児童解消に向けた、保育所整備や定員増、地域型保育事業等による保育の確保対策の実施</li> <li>○ 保護者の就労形態の多様化などに伴う保育ニーズに対応した、多様な保育サービスの拡充              第2期「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づく延長保育や一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンター事業などの多様な保育サービスの拡充に係る取組の推進              なお、事業の実施に当たって、市町村の区域を超えた広域調整が必要な場合は、当室又は広域振興局において取組を支援</li> <li>○ 放課後児童クラブの整備              市町村が定める基準条例に適合するよう、大規模クラブの解消に向けた施設整備や分割化の推進              待機児童解消に向けて、国庫補助嵩上げ適用の積極的な活用による施設の整備（定員の増員）              新・放課後総合プランに基づき、全小学校区での放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的又は連携による実施の推進</li> <li>○ 認可外保育施設の指導監督（権限移譲市町村）</li> <li>○ 岩手県保育士・保育所支援センターの周知</li> <li>○ 保育所等に対し、離職保育士の情報に係る保育士・保育所支援センターへの積極的な届出勧奨の働きかけ</li> <li>○ 保育所に対する保育士確保に係る調査への対応</li> <li>○ 第2子以降3歳未満児に係る保育料無償化事業への対応</li> <li>○ 第2子以降3歳未満児に係る在宅育児支援金の支給への対応</li> </ul>
-----------------	--

【参考】

<p>広域振興局等の取組事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村子ども・子育て会議への参加・助言等による管内市町村の支援</li> <li>○ 岩手県保育士・保育所支援センターの周知、保育士の確保が必要な施設に対する保育士・保育所支援センターへの求人依頼等の助言</li> <li>○ 病児保育等の多様な保育サービスに係る広域調整への対応</li> <li>○ 放課後児童指導員の認定資格研修に係る研修資格の確認、研修当日の準備等への協力</li> <li>○ 施設型給付費に係る交付事務（マニュアルによる算定誤り等の防止）</li> <li>○ 子ども・子育て支援交付金の交付事務（質の確保・事務の効率化）</li> <li>○ 保育所・認可外保育施設の指導監督</li> </ul>
--------------------	---

## 5 子どもの貧困対策の推進

### (1) 「岩手県子どもの幸せ応援計画」の推進

岩手県子どもの生活実態調査（平成30年8月実施）を踏まえ、子どもの貧困対策推進計画「岩手県子どもの幸せ応援計画（2020～2024）」を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進している。

計画の推進に当たっては、「岩手県子ども・子育て会議」等の場を通じて県民の意向を反映させるとともに、市町村や学校、民間団体、関係機関等との緊密な連携を図りながら施策を推進していく。

### (2) 子どもの居場所ネットワークいわて形成事業

様々な事情を抱える子どもが食事や勉強、地域の幅広い年齢層と交流しながら安心して過ごすことができる子ども食堂などの「子どもの居場所」を全市町村へ拡大するため、県内で子どもの支援に取り組む団体や支援機関等が参画する「子どもの居場所ネットワークいわて」にコーディネーター（2名）を配置し、以下の業務を行っている。

#### ① ネットワークの運営、情報共有

参画団体や関係機関との連絡調整や情報共有

- ・子どもの居場所ネットワークいわて加入団体（令和5年3月現在 61 団体 73 箇所）

#### ② 情報発信

参画団体の活動内容（開催状況）や子どもの居場所支援に関する普及啓発等の情報発信、全国の企業等からの支援物資情報の発信

#### ③ 総合相談窓口の開設

子どもの居場所づくりに関する総合相談窓口を開設し、参画団体や子どもの居場所づくり等を検討している個人・団体からの相談に応じ必要な支援、助言等を行う。

#### ④ 子どもの居場所づくりに関する研修会等の開催

#### ⑤ 食の提供重点支援

##### ア マッチング支援

食材の調達方法のアドバイスや、訪問、Web サイトの活用等による食材、日用品等の寄付の意思を持つ個人・団体等とのマッチングのほか、寄附のあった食材等の一時的な保管、支援を希望する団体等への配布

##### イ 情報発信

参画団体、個人に向けた食材提供支援に係る取組の情報発信

##### ウ 食材等の提供体制の整備

配送業者等と連携した子ども食堂への食材提供、食材等を一時的に保管する拠点の拡大

### (3) 地域子供の未来応援交付金の活用

国の「地域子供の未来応援交付金」については、令和5年度に他事業との整理統合が予定されているが、従前の「つながりの場づくり緊急支援事業」など、子どもの居場所づくりの支援に活用可能な事業メニューは、国の令和4年度補正予算（繰越明許）を財源として実施されることから、市町村においては活用いただきたい。

市町村の取組事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもの貧困対策への取組と「地域子供の未来応援交付金」（国補助）の活用</li> <li>○ 子ども食堂、学習支援等、子どもの居場所づくりに取り組む団体への開設・運営への支援等</li> </ul>
市町村に依頼する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村においても「子どもの貧困対策についての計画」を策定し、地域における子どもの貧困対策を総合的に推進願いたい。</li> <li>○ 子どもの居場所の開設・運営や研修会の開催に係る相談などを「子どもの居場所ネットワークいわて」で随時受け付けているので、関係団体や住民等への周知に協力いただきたい。 特に、未設置地域への働きかけに当たっては積極的に活用いただきたい。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>【子どもの居場所ネットワークいわて】</b></p> <p style="text-align: center;">電話 080-3339-1238    HP <a href="http://kodomo-net-iwate.jp/">http://kodomo-net-iwate.jp/</a></p>

#### 【参考】

広域振興局等の取組事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもの居場所の全市町村での設置のため、未設置市町村へ働きかけなど、目標達成に向けた市町村への支援</li> <li>○ 地域経営推進費の活用等により、市町村・民間団体等と連携した子どもの貧困対策に資する取組の検討</li> </ul>
-------------	---

### (4) 子どもの生活実態に関するアンケート調査の実施

次期「子どもの幸せ応援計画」（令和7年度～）の策定作業に先立ち、新型コロナウイルス感染症による影響等の状況変化を踏まえた具体的な支援策を検討するため、子どもの生活実態や保護者の就労状況、生活意識等についての調査を実施する予定としている。

令和5年度下半期の実施を予定しており、今後、調査の対象や規模、調査項目、調査方法等を検討することとしている。詳細が決定次第、お知らせするので、必要に応じて御協力等をお願いしたい。

## 6 ひとり親家庭への支援について

### (1) 「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」の推進について

県では、「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画（2020～2024）」を策定し、「岩手県子どもの幸せ応援計画（2020～2024）」と連携して一体的にひとり親家庭等支援の施策を推進している。

ひとり親家庭の自立のためには、特に、就業支援の充実、相談支援の充実、経済的支援の充実等に取り組んでいく必要がある。

#### ① 就業支援

##### ア 自立支援教育訓練給付金事業（継続）

ひとり親家庭の親が教育訓練講座を受講した場合にその費用の一部を支給する。令和4年度以降、雇用保険制度の専門実践教育訓練の指定講座を受講する者については、上限額の引き上げを行う。

##### イ 高等職業訓練促進給付金等事業（継続）

ひとり親家庭の親が看護師等の経済的自立に効果的な資格取得のため、養成機関で修学する場合に、訓練促進給付金等を支給する（支給上限4年）。また、養成機関における修了までの最後の12ヵ月の支給月額を増額する。

通常1年以上修業する場合を支給対象とするが、令和5年度についても6か月以上修業する場合も支給対象に含め、民間資格の取得も支給対象に含める。

##### ウ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付（継続）

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に入学準備金・就職準備金（5年就業で返還免除）の貸付を行う。

また、令和3年度から母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に、家賃実費（上限4万円）の貸付を行う（1年就業で返還免除）。

##### エ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（拡充）

ひとり親家庭の親や子が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。

受験時の経済的負担を軽減するため、受講開始時給付金等を引き上げる（受講費用の4割、上限10万円）とともに、新たに通学又は通学及び通信併用の場合の単価を創設する。

#### ② 相談支援

##### ア 出張相談会の開催

多くの悩みや困難を抱えているものの、相談窓口まで来られないひとり親家庭が多いことから、児童扶養手当の現況届の時期に合わせて、市町村に出向いて母子・

父子自立支援員等による個別相談会を実施する。

#### イ ひとり親家庭等総合相談支援事業

ひとり親家庭等応援サポートセンター（委託先：岩手県社会福祉協議会）に支援コーディネーター等を配置し、ひとり親支援に取り組む関係機関等によるネットワークの構築や支援者養成等の事業を実施する。

##### ○ 岩手県ひとり親家庭等サポートネットワーク会議の開催

民間を含むひとり親支援に取り組む関係機関・団体のほか、民生・児童委員等による支援ネットワーク（代表者組織）を構築するため、代表者会議を実施

##### ○ 地域における連携体制の構築支援

広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境センターがそれぞれの圏域において設置する「ひとり親家庭等サポートネットワーク会議」の運営を支援

##### ○ 支援者研修の実施

地域でひとり親家庭等の支援に携わる民生・児童委員など、地域の支援者の対応力向上のため支援者研修を実施

##### ○ ひとり親家庭等に対する相談支援対応

地域でひとり親家庭等の支援に携わる、市町村職員、市町村社会福祉協議会職員、民生・児童委員等からの相談に応じて、支援方法等に関する専門的助言を実施（困難な事例には直接対応も行う。）

##### ○ 家計管理・生活支援講習会及び個別相談

ひとり親家庭等の家計管理に関する課題解決のため、「ひとり親家庭家計管理・生活支援アドバイザー」による講習会及び個別相談の実施

#### ウ 「地域ネットワーク会議」の設置

広域振興局保健福祉環境部等において、困難を抱えるひとり親がどの窓口にも相談しても専門の窓口につながることができるよう、地域における支援体制を構築するとともに、困難事例の検討を行うため、市町村、ひとり親家庭等応援サポートセンター、市町村社協、ハローワーク、学校・保育所・幼稚園等、医療機関、NPO 等その他の関係機関で構成する「地域ネットワーク会議」を設置する。

### ③ 経済的支援

ア 児童扶養手当額について、令和4年平均の全国消費者物価指数が対前年比+2.5%となったことから、令和5年度の手当額は増額改定となる。

イ 児童扶養手当の支払回数について、隔月支給を実施する。

ウ 母子父子寡婦福祉資金貸付金については、全国消費者物価指数の変動等を踏まえ、事業開始資金、事業継続資金、修学資金、就職支度資金、生活資金、結婚資金について、貸付限度額を引き上げる。



市の取組事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高等職業訓練促進給付金等事業などの各種給付金事業等による自立支援施策の取組</li> <li>○ 給付金の支給事務</li> </ul>
市町村に依頼する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ひとり親家庭等総合相談支援事業により開催する「地域ネットワーク会議」へ参画をお願いしたい。</li> <li>○ 出張相談会の開催や、支援施策の内容等の住民への周知、活用促進をお願いしたい。</li> <li>○ 保育所や放課後児童クラブ等への優先入所を推進していただきたい。</li> <li>○ 給付金の周知をお願いしたい。</li> </ul>

【参考】

広域振興局等の取組事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給付金の支給事務、出張相談会の開催、制度の周知・活用促進</li> <li>○ 母子父子自立支援プログラム策定事業による自立支援計画策定支援</li> <li>○ 不能欠損処理の適時実施等、債権管理の適正実施の徹底</li> <li>○ ひとり親支援者等養成セミナーへの職員の積極的な受講</li> <li>○ ひとり親家庭等総合支援事業に係る地域ネットワーク会議の開催等、地域における支援体制の構築</li> </ul>
-------------	--

(2) 低所得のひとり親世帯に対する特別給付金について

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化や物価高騰の影響等を踏まえ、令和4年度においても、低所得の子育て世帯に対する「子育て世帯生活支援特別給付金」の支給が行われたところ。

更に先般、国において、児童扶養手当受給者等の低所得のひとり親世帯等に対し、児童1人当たり5万円の特別給付金の支給が決定されたところ。令和5年3月分の児童扶養手当受給者等に対して支給を行うことになることから、国から発出される通知等を踏まえ、適時に円滑な支給への対応をお願いする。

(3) 岩手県ひとり親世帯等実態調査の実施について

県内の母子世帯、父子世帯、養育者世帯及び寡婦の生活の実態を把握し、これら母子世帯等に対する福祉施策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とし、5年ごとに調査を実施している。前回（H30）から5年となるため、令和5年度に実施する予定。

調査は、前回と同様の手法を想定しており、詳細が決まり次第、お知らせするので、各市町村にも調査への御協力をお願いしたい。

【想定】

ア 調査機関

- ・実施主体：県（保健福祉部子ども子育て支援室）

- ・協力機関：市町村

## イ 調査方法

### (ア) 基礎調査（全数調査）

市町村が児童扶養手当受給者台帳（令和5年8月1日現在）等の資料から確認の上、ひとり親世帯数等を県に報告する。

### (イ) 本調査（抽出調査）

- ・ 基礎調査で把握した母子世帯等のうち、2,000世帯を市町村に割り振り
- ・ 市町村は、配分された世帯数について調査対象世帯を無作為に抽出。選定した世帯を県に報告
- ・ 市町村は、調査対象世帯に対して、調査票等を郵送（調査票は、世帯から建に直接郵送）

市町村に依頼する事項	○ 調査への協力（調査結果については、市町村へ情報提供）
------------	------------------------------

## 7 児童虐待防止対策及び要保護児童への支援

児童虐待相談対応件数が年々増加する中、児童虐待から子どもを守るためには、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策を講ずる必要があり、いわて県民計画(2019～2028)第2期アクションプランにおいて、市町村要保護児童対策地域協議会に調整担当者（有資格者）を配置している市町村数を具体的推進方策指標としているところ。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症の感染流行が長期化する中、家庭内ストレスの増加による児童虐待、配偶者間暴力の発生が懸念されるほか、子どもの貧困、ヤングケアラー対策など、これまで以上に福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制の充実が必要であることから、次の取組を行う。

### (1) 市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進

- ① 平成28年の児童福祉法の改正において、市町村は、子どもの最も身近な場所として、子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行うことが明確化され、子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、専門的な相談対応等を行う拠点の整備に努めることとされた（努力義務）。
- ② 県内では、令和4年度末現在で12市町（盛岡市、遠野市、宮古市、久慈市、矢巾町、北上市、八幡平市、奥州市、紫波町、金ヶ崎町、山田町、田野畑村）が設置済み。
- ③ 国では、標準団体（人口10万人）当たり2名（子ども家庭総合支援拠点の職員1名及び要保護児童対策調整機関調整担当者1名）の職員が地方交付税措置されているほか、国のアドバイザー派遣も引き続き実施される。
- ④ 令和4年5月の児童福祉法改正（令和6年4月1日施行）では、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置に努めることとされているので、子ども家庭総合支援拠点未設置の自治体におかれてはこども家庭センターを見据えた計画的な体制整備について検討をお願いする。

### (2) 児童虐待防止アクションプランの推進及び要保護児童への支援

- ① 令和3年3月に「児童虐待防止アクションプラン（2021～2025）」を策定し、従前の児童虐待への対応強化に加え、子どもの貧困の状況、ヤングケアラーや配慮が必要な子どもについての実態把握のほか、市町村の庁内他課やライフライン関係機関との連携、個別ケース検討会議の実施促進、市町村との連携による社会的養育を必要とする子ども等への支援を盛り込んだ。
- ② これらを踏まえ、児童虐待の発生予防から早期発見、適切な対応、再発防止に至る切れ目のない取組をさらに充実させるため、本プランを着実に推進していく。

### (3) 児童相談所から市町村への事案送致

- ① 子どもや家庭に関する第一義的な相談や子育て支援により対応すべき事案については、**児童相談所から市町村への送致**をおこなうことから、引き続き協力をお願いしたい。
- ② 児童虐待相談対応件数が増加し続けている中で、対応の漏れ、虐待事案のリスク判断や対応機関のミスマッチが生じることがないように、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議において十分な協議を行い、相互の合意を得たうえで当該ケースを引き継ぐほか、児童相談所が専門性を必要とする事案への対応や市町村への後方支援を引き続き実施し、市町村による支援がスムーズに行えるような体制づくりに協力していく。

### (4) 「児童虐待による死亡事例検証報告書」等に基づく取組の推進

- ① 平成30年に1歳9か月(当時)の男児がネグレクトにより死亡したことを受け、岩手県社会福祉審議会児童福祉専門分科会において検証が行われ、「子どもの安全確保の徹底」や「市町村における支援体制の強化及び専門性の向上」等、6つの再発防止策が提言されたほか、国では「子ども虐待による死亡事案等の検証結果等について(各次報告)」において、事案の分析・検証と課題や対応策の提言が示されている。
- ② 児童虐待防止アクションプラン(2021~2025)においては、これらの提言等を踏まえた取組を盛り込んだところであるが、今一度、本提言等の趣旨を踏まえ、児童虐待による死亡事案の防止に向けて取り組んでいく。

### (5) 研修事業の実施

児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修、指導教育担当児童福祉司任用前研修、要保護児童対策調整機関調整担当者研修を実施し、児童相談所や市町村職員の児童虐待への対応力の充実を図る。

また、医師等、児童虐待を発見しやすい立場にいる者が、児童虐待が疑われる児童や支援が必要な家庭を発見し、支援につなげることにより児童虐待の予防及び重篤化を防ぐため、医療従事者向け研修等を実施する。

※ 要対協調整担当者研修(法定)について、職員の異動もあることから、**新任職員**の受講及び**研修修了者の複数配置**をお願いしたい。

### (6) 啓発活動の実施

- ① 毎年11月の児童虐待防止推進月間において、街頭でのオレンジリボンキャンペーン、児童虐待防止フォーラムを開催するほか、各種広報媒体を活用した普及啓発活動を実施する。
- ② 児童虐待の防止に加え、**子どもの権利擁護**や**子どもへの体罰禁止**について、各種

研修等において引き続き啓発に努める。

### (7) 社会的養育の推進に向けた里親制度等の推進

- ① 社会的養育における家庭的な養育環境を充実するため、岩手県社会的養育推進計画（2020～2029）に基づき、里親への委託推進と里親養育支援の充実、施設や一時保護所の環境整備、社会的養護を必要とする児童の権利擁護の促進などに取り組む。
- ② とりわけ、里親委託については、「里親等委託率」をいって県民計画（2019～2028）第1期APの具体的推進方策指標としているほか、県社会的養育推進計画では、2020年度の27.6%から2029年度の48.4%への向上を目指すこととしており、この取組を促進するため、令和4年度の新規事業として民間委託による里親養育包括支援機関（フォスタリング機関）を設置している。

### (8) 要保護児童等に関する情報共有システムの運用

令和3年4月から、国が開発した「要保護児童等に関する情報共有システム」の全国運用が開始され、全ての児童相談所において、転居先の児童相談所へのケース記録の情報提供や、行方不明事案の情報共有がオンライン上で実施されている。

県では児童相談所情報管理システムを更新し、「要保護児童等に関する情報共有システム」へのケース記録の登録を実施しているところ。

市町村におかれましては、児童相談所と市町村の情報共有の円滑化・迅速化を図るため、当該システムの導入を検討いただきたい。

### (9) ヤングケアラー支援体制の強化

- ① ヤングケアラーへの支援については、「要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応について」(令和元年7月4日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)により、市町村要保護児童対策地域協議会を中心として、地域の関係機関が連携して対応を進めることとされている。
- ② 本県では令和4年度から「ヤングケアラー支援体制強化事業」を創設し、支援者研修のほか、SNS等を活用したヤングケアラー対象の相談、県内各地でのサロン等の開催（特定非営利活動法人もりおかユースポートへ委託）、子ども子育て支援室にヤングケアラー・コーディネーターを配置している。
- ③ 令和3年度に実施した市町村要保護児童対策地域協議会における支援状況では、小学1年から高校3年までの幅広い年代でヤングケアラーが把握されていることから、介護保険、障がい者福祉担当課等との連携を図り、潜在的なヤングケアラーの把握や必要な支援の実施について取組みを進めていただきたい。

市町村の取組事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童虐待防止アクションプランに基づく事業等の実施</li> <li>○ 要保護児童対策地域協議会の積極的な活用による児童虐待への適切な</li> </ul>
----------	---

	<p>対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童虐待の発生予防・早期発見のための啓発活動の実施。とりわけ、新型コロナウイルス感染対策による臨時休校措置や就業調整・解雇等により家庭内でのストレス増加が懸念されることから、適宜家庭訪問の実施等関係機関との連携による児童虐待の未然防止に留意すること</li> <li>○ ヤングケアラーなど要支援児童の状況把握と必要な支援の実施</li> </ul>
<p>市町村に依頼する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童虐待防止対策や要保護児童への支援に向け、次の取組をお願いしたい。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村子ども家庭総合支援拠点の設置</li> <li>・ 要保護児童対策調整機関への専門職配置等による要保護児童対策地域協議会の機能強化、専門知識と経験を有する専任の正規職員の配置による相談支援体制の強化等、児童虐待防止アクションプラン（2021～2025）を踏まえた取組の推進</li> <li>・ 要対協調整担当者をはじめとする、児童虐待防止に向けた研修会への関係職員の積極的参加</li> <li>・ 児童虐待防止アクションプラン（2021～2025）の推進状況確認</li> <li>・ 共通リスクアセスメントツールの積極的な活用</li> <li>・ 市町村要保護児童対策地域協議会運営実務マニュアルの活用</li> <li>・ 母子保健担当と福祉担当の連携による保護を要する児童の把握と要保護児童対策地域協議会での情報共有</li> <li>・ 児童相談所との適切な役割分担の下での切れ目ない子どもや保護者への支援</li> <li>・ 居住実態が把握できない児童に関する調査への協力と適切な対応</li> <li>・ 里親の新規登録者の拡充及び里親支援の充実のための普及啓発についての協力。</li> <li>・ 子育て短期支援事業における里親の活用</li> <li>・ 要保護児童等に関する情報共有システムの導入</li> <li>・ ヤングケアラーの実態把握と必要な支援の実施について、関係機関と連携による対応の強化</li> </ul> </li> </ul>

【参考】

<p>広域振興局等の取組事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村要保護児童対策地域協議会へDV担当を含めた関係職員の積極的な参加及び市町村に対する助言</li> <li>○ 児童虐待の発生予防・早期発見のため、「オレンジリボンキャンペーン」の実施。</li> <li>○ 児童虐待防止に向けた研修会への関係職員等の参加促進及び周知</li> <li>○ 里親の新規登録者の拡充及び里親支援の充実のための普及啓発についての協力。</li> </ul>
--------------------	--

	<p>○ 介護サービス事業者、障がい者サービス事業者に対するヤングケアラーの普及啓発についての協力。</p>
--	--

## 8 配偶者暴力防止対策

配偶者暴力相談支援センターにおけるDVの相談件数は前年度と同数程度で推移しているが、新型コロナウイルス感染症対策の外出自粛等により問題の潜在化が懸念されるほか、多種多様な背景により問題が生じていることから、配偶者からの暴力の防止とDV被害者の自立を促すための一貫した支援や、将来のDV被害者・加害者を生まないため、県民への広報啓発、若年層への教育啓発が必要である。

なお、都道府県基本計画の記載事項の拡充、関係者による情報交換及び支援内容の協議を行う協議会に関する規定の創設、保護命令制度の拡充等を内容とする法改正が予定されているほか、令和6年4月1日施行の困難な問題を抱える女性への支援に関する法律への対応も踏まえながら、引き続き関係機関と連携し、計画の基本目標である「暴力のない家庭・社会の実現」に向け、各種活動を推進する。

### (1) 暴力の防止に向けた教育・啓発の促進

- ① 内閣府が定める「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）の機会を捉え、配偶者等や交際相手からの暴力防止及び児童虐待防止に関する複合的な普及・啓発活動を重点的に行う。
- ② 「DV被害者支援基礎セミナー」の実施により、一般県民向けのDV防止に関する普及・啓発を行う。
- ③ 市町村や各団体等の要請に応じ、職員を講師として派遣し、DV防止に関する出前講座を実施する。（岩手県男女共同参画センター事業）

### (2) 相談・保護対策の充実

- ① 相談機関を掲載したカードやリーフレットを作成し、公共施設や商業施設など広く県民の目に触れる場所に配置する。
- ② DV相談担当者の資質向上を目的とした研修会を開催する。
- ③ 夜間・休日等、緊急に避難した被害者への宿泊場所確保・提供事業による支援を実施する。
- ④ 一時保護所へDV被害者等を移送する際の負担軽減措置を講じる。

### (3) 被害者の自立支援

DV被害者が一時保護所を退所した後、自立のための当面の資金を民間団体を通じた支援を実施する。

### (4) 関係機関の協力・連携

- ① DV対策推進のため、市町村と連携を図るとともに、計画策定の働きかけを行う。
- ② 配偶者暴力相談支援センター、市町村、警察、児童相談所等の関係機関の相



互理解とネットワークの活用した被害者の情報収集や早期発見、保護に努める。

- ③ 「いわて配偶者暴力防止対策推進計画（2021～2025）」に基づく岩手県DV防止対策連絡協議会の開催により、関係機関・団体との連携を図り、計画の進捗状況の確認、計画推進のための課題検討や情報交換を行う。

**(5) 各種相談件数等**

- ① 配偶者暴力相談センターにおけるDV相談件数

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
岩手県	1,780	1,762	2,175	1,872	1,987	1,967
全 国	106,110	114,481	119,276	137,333	122,478	—

※年度末値、R4は暫定値

- ② 警察署におけるDV対応件数

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
岩手県	403	346	416	405	417	328
全 国	72,455	77,482	82,207	82,643	83,042	84,496

※県は岩手県警察本部、国は警察庁まとめ、暦年調査

- ③ DVにより一時保護された女性の人数

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
岩手県	23	27	19	11	12	10
全 国	3,000	2,814	2,758	—	—	

※年度末値、R4は暫定値

- ④ 保護命令発令状況

	区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4
岩手県	A	22	11	24	13	14	12
	B	0	0	0	0	0	0
	C	11	6	7	5	8	8
	計	33	17	31	18	22	20
全 国	A	1,337	1,249	1,230	1,080	963	767
	B	2	3	1	0	4	3
	C	520	474	432	350	367	312
	計	1,859	1,726	1,663	1,460	1,334	1,082

※県は岩手県警察本部、国は警察庁まとめ、暦年調査

※表中、Aは接近禁止命令、Bは退去命令、Cは接近禁止及び退去命令

市町村の取組事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察等の関係機関と連携した被害者からの相談・支援</li> <li>○ 同伴児がいる場合には、児童福祉担当課等とも連携を図る</li> </ul>
市町村に依頼する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要保護児童対策地域協議会に DV 支援機関を構成委員に加えるなど、支援体制の強化について検討をお願いしたい</li> </ul>

【参考】

広域振興局等の取組事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察等の関係機関と連携した被害者からの相談・支援</li> <li>○ 同伴児がいる場合には、児童相談所等とも連携を図る</li> <li>○ 市町村要保護児童対策地域協議会への出席</li> <li>○ 市町村が実施する普及啓発事業への協力</li> </ul>
-------------	---

## 9 東日本大震災津波に係る被災児童対策

東日本大震災津波により被災孤児・遺児となった子どもをはじめとして、被災地域で暮らす子どもたちは、震災そのものによるストレスに加え、生活状況の変化や、被災生活の長期化に伴う様々な不安やストレスが懸念されるほか、成長に伴って生じる新たな支援ニーズへの対応が求められることから、今後も引き続き、関係機関と連携して、中長期的な視点を持った支援・ケアを行う必要がある。

### (1) 子どものこころのケア

岩手医科大学矢巾キャンパス内に、いわてこどもケアセンターを設置（岩手医科大学に委託）。岩手医科大学附属病院児童精神科との緊密な連携のもと、宮古・釜石・気仙地区への巡回相談（各週1回程度）、受診支援、学校等への助言支援や支援者研修などを一体的に実施する。

### (2) ひとり親家庭への支援

市町村・児童相談所と連携して各種制度の周知や家庭訪問等を実施する。

### (3) 親族里親等への支援

県里親会に委託し、被災孤児を養育する里親等を対象にサロンや研修会等を実施する。

### (4) 要保護児童調査・支援事業

孤児・遺児の状況把握、児童相談所による相談、情報提供等を実施する。

市町村の取組事項	○ 被災によりひとり親家庭となった方々への各種支援制度の周知、相談支援
市町村に依頼する事項	○ 児童相談所やいわてこどもケアセンター等の関係機関と連携した被災児童に対する支援を引き続きお願いしたい。 ○ 毎年度実施している被災孤児等の状況調査に関して、今年度も引き続き協力願いたい。なお、進学や就職等により県外転出した場合であっても可能な限り状況把握し、復興支援担当と連携し必要な支援が継続して提供されるよう配慮いただきたい。

### 【参考】

広域振興局等の取組事項	○ 被災児童等に対する長期的な視点に立った支援 ○ 被災によりひとり親家庭となった方々への、市町村と連携した各種支援制度の周知、相談支援
-------------	---